

# 学校いじめ防止基本方針

[健康衛生部 生徒部]

桐生第一高等学校（以下、本校とする）は、「いじめ防止対策推進法」に基づき、いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を以下のとおり定める。

## 1 基本的な考え方

- (1) 本校では、生徒の心身の健全な発達を図り、生徒が安全に、安心して学校生活を送ることができるよう、いじめ防止のための適切な対策を講ずる。
- (2) 本校教職員は、いじめの未然防止に全力で取り組むとともに、いじめの兆候や発生を見逃さず、いじめを把握した際は、保護者、地域及び関係機関等と連携し、速やかに、組織的に対応する。

## 2 校内組織

本校は、「桐生第一高等学校 いじめ防止対策委員会」を設置し、いじめの未然防止、早期発見及び早期対応等を、迅速かつ組織的に行う。

### 【構成員】

- (1) 委員長 学校長
- (2) 委員 教頭、教学本部長、健康衛生部主任、生徒部主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー

※なお、個々の事案に応じ、担任、部活顧問、教科担当、関係職員を加える。

## 3 いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する具体的方策

いじめの未然防止、早期発見及び早期対応等に係る生徒への指導と具体的取り組みを行う。

### (1) 未然防止

- ・登下校時のあいさつ運動や構内および周辺地域の清掃活動、奉仕活動を通して、信頼関係や相互理解を深める。
- ・HRや総合学習を通じて、道徳教育と人権教育を充実させ、人間関係づくりとコミュニケーション能力の育成を図る。
- ・体験活動やボランティア活動の機会を通して、保護者や地域住民その他の関係者との連携を深め、地域で生徒を見守る体制づくりに努める。
- ・いじめについて主体的に考え、未然防止のために行動する機会を設ける。
- ・いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全職員がいじめの特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図る。

## (2) 早期発見

- ・定期的（年3回 6月、11月、2月）にアンケート調査を実施し、生徒を客観的に把握し、日常の状況把握に努める。
- ・アンケート調査の中で、いじめに関する記載がある場合は個別面談を行い、事実を確認する。
- ・養護教諭、スクールカウンセラーとの連携を強化し、相談体制を確立し、生徒、保護者が相談しやすい環境を整備する。
- ・授業時間、休み時間に教室、廊下、トイレ、校舎、体育館周辺を定期的に巡回し、生徒の状況に目を配る。
- ・朝夕に校舎内、教室を巡回し、机や椅子、壁、ドアなどの異常、破損等はないか確認し、環境の変化に注視する。

## (3) 早期対応

- ・いじめが疑われる、兆候が認められる、あるいは発見した場合、その場で、いじめを止めるとともに、いじめに関係している生徒に適切な指導を行う。
- ・いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ・「いじめ防止対策委員会」による対応と全職員で情報を共有する。
- ・正確な事実関係を把握するため、速やかに関係生徒や教職員、保護者等の第三者からも事実確認を行い、管理職の指示のもとに教職員間で連携して対応する。
- ・事実確認の結果は、校長などの管理職が教育委員会に連絡や相談をするとともに、関係する保護者にすべての事実を伝え、学校の対応方針に理解を求め、協力を要請する。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめを受けた生徒、保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

## (4) インターネット上のいじめへの対応

- ・発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、発信される情報の特性をふまえて、インターネット通じて行われるいじめを防止し、生徒及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル等の必要な啓発活動を行う。

## 4 連携

- (1) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合、また、いじめにより生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあると認められる場合は、所轄の警察署等に通報し適切な支援を求めるとともに、速やかに学事法制課に報告する。

- (2) 事案に応じて刑事司法機関のほか、児童相談所等の福祉機関、病院等の医療機関  
その他民間団体や施設など幅広く助言・援助を求める。
- (3) いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた生徒とそ  
の保護者に対する支援やいじめを行った生徒の保護者に対する助言等を行う。ま  
た、当該いじめ事案に関する情報は、継続的かつ適切に保護者に提供する。
- (4) 事案に関する事実関係とその対応、および解消に至るまでの経過は随時、学事法  
制課を通じて県教育委員会に報告する。

## 5 重大事態への対処

以下に掲げる事態（以下「重大事態」という。）が発生した場合は、速やかに学事法  
制課に報告するとともに、学事法制課又は学校の下に組織を設け、公平・中立な調査  
等を行い、事実関係を明らかにするよう努める。

- (1) いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害の生じた疑いがあると認  
めるとき。
- (2) いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い  
があると認めるとき。

※相当の期間とは、年間30日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席し  
ているような場合は、上記目安に関わらず迅速に対処する。

## 6 その他留意事項

いじめの防止等のための対策については、取り組み内容を年度ごとに点検し、改善に  
努める。

### 附則

この基本方針は、平成27年10月1日から施行する。

### 附則

この基本方針は、平成29年8月28日から一部改正し、施行する。